附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第十八の四（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

報　告　書

1　過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい　□いいえ
2　過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい　□いいえ
3　過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい　□いいえ
4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい　□いいえ
5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい　□いいえ

公安委員会　殿　　年　月　日

上記のとおり報告します。　　氏名

（注意事項）

1　各質問について、該当する□にレ印を付けて報告してください。

2　各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）

3　虚偽の報告をした方は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第十八の四（第二十九条の二の四、第三十七条の二関係）

報　告　書

1　過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	□はい　□いいえ
2　過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	□はい　□いいえ
3　過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	□はい　□いいえ
4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	□はい　□いいえ
5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	□はい　□いいえ

公安委員会　殿　　年　月　日

上記のとおり報告します。　　氏名

（注意事項）

1　各質問について、該当する□にレ印を付けて報告してください。

2　各質問に対して「はい」と報告しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。

（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に報告してください。）

3　虚偽の報告をした方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

省令

○外務省令第十一号

民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）の規定に基づき、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令の一部を改正する省令

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣に対する援助申請に関する省令（平成二十六年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「（面会交流援助申請書の様式）」を「（交流援助申請書の様式）」に改め、同条中「日本国面会交流援助」を「日本国交流援助」に、「外国面会交流援助」を「外国交流援助」に改める。

第五条の見出し中「（面会交流援助申請書の添付書類）」を「（交流援助申請書の添付書類）」に改め、同条第一項第二号中「日本国面会交流援助申請」を「日本国交流援助申請」に、「外国面会交流援助申請」を「外国交流援助申請」に改め、「面会その他の」を削り、同項第三号及び第五号から第九号までの規定中「面会その他の」を削る。